

〈研究ノート〉

江戸時代再考

—ムラ史観からマチ史観へ—

田中眞佐志*

要旨

日本文化は、激しい外圧とじっくりとした内燃（著しく外国の影響を受けた外圧の時期と、後世「日本的」と形容される特質を醸成するいわば内燃の時期）を繰り返しながら形成されてきた。後者の代表が室町文化・江戸文化である。従来、江戸時代の文化史的区分は、元禄期（17世紀後半～18世紀初期）を中心とする前期と文化文政期（19世紀前半）を中心とする後期の二分法が行われ、18世紀（1720年代～89年＝享保～宝暦～天明）は2つの文化の谷間と捉えられてきた。本論はこの谷間の時期＝享保～宝暦～天明期を上方文化と江戸文化が融合する、いわば江戸文化のピークと捉え、その転換点を明暦の大火後の都市造りに求めた。そして、江戸が城下町ではなく、巨大都市に発展しながら、独特の精神的価値基準を有する江戸の町人社会が形成されていったことに照準し、江戸時代の前半と後半の幕府政治・経済社会構造の根本的相違を俯瞰しながら、江戸時代にまつわる誤解を提起・修正した。

キーワード 江戸文化、明暦の大火、側用人政治、元禄時代、文治政治

目次

1. はじめに
2. 江戸蔑視史観
 - 2.1 誤解の淵源
 - 2.2 徳川幕藩体制に対する誤解
3. 武断政治から文治政治へ
 - 3.1 寛永令・寛文令・天和令
 - 3.2 明暦の大火
4. 転換期としての元禄時代
 - 4.1 転換期元禄の経済社会的特性
 - 4.2 転換期元禄の政治的特性

1. はじめに

江戸時代の文化史的時期区分として、従来の教科書的時期区分に従えば、元禄期（17世紀後半～18世紀初期）をピークとする前期上方文化（元禄文化）と文化文政期（19世紀前半）をピークとする後期江戸文化（化政文化）の二分法が一般的であり、この二期の狭間の18世紀（1720年代～89年＝享保～宝暦～天明）、特に18世紀後半の文化は近年「宝暦・天明文化」と呼ばれるようになった。^[1] その内容のひとつに、前期上方文化が次第に後期江戸文化へ移行する「文運東漸」現象が挙げられるが、これは、上方文化が江戸へ拡散したということではなく、江戸が「江戸城の城下町」から「関東の巨大都市」に膨張したことによって、上方に対抗しうる文化的対抗力を備えたことを意味する。中野三敏氏はこの18世紀を「もっとも江戸らしい」時期と捉え、これを境に前期の上方文化を象徴する言葉として「雅」＝伝統文化を、後期の江戸文化のそれを「俗」＝新興文化であるとし、18世紀を「雅俗融和」文化の時代とし、最も江戸らしい文化とは雅俗融和（雅俗折衷ではない）の文化であるとした。^[2] いわば、文化の二中心化（上方と江戸）乃至上方文化の相対化現象であり、それは、政治・軍事的都市、武士の町として誕生・成長してきた江戸に、独自の町人文化を作り出すほどの町人社会が形成されたことを意味する。つまり、関東の巨大都市に膨張した大江戸の中に、内発的現象として江戸の町人社会（市民社会）が形成されたのである。これを私は、筵旗を掲げた百姓一揆に代表される江戸時代と、山東京伝の『通言総籙』冒頭の啖呵^[3]に代表される江戸時代の分岐点と考えたい。そしてこのように考えるならば、18世紀は狭間の時期などではなく、近世が近代に向かって崩壊していく時期と捉えることができる。すなわち、享保以前（～1715年）を江戸前期、享保から寛政まで（1716～1800年）を江戸中期、寛政以降を江戸後期と三期に区分し、中期が江戸の分水嶺であり、徳川270年の前半・後半の決定的な違いは中期に顕著であるということである。

「…大田直次郎とだけでは誰も知らない。牛込仲御徒町に住む七十俵五人扶持の御徒、將軍が外出する時には乗物の前後を警固するが、平素は城内の要所要所の持場に詰めているだけの、至って低い身分の者である。だが、南畝と号し、また、蜀山人・寝惚先生・四方赤良などの筆名を持っている人物といえ、江戸中に知られていた。並のお大名などよりは遙かに有名である。…この男が天明五年の秋、両国の亀屋で、同好の士と集って会食をした。一吾妻曲狂歌文庫を出版するための打合会である。当日集った連中の顔ぶれは、…最年長の朱楽菅江は御先手与力の山崎景貫、山手白人は評定所留役布施胤致、地口有武は御家人星野瀬兵衛、宿屋飯盛は旅宿業、文屋安雄は書籍商、酒上熟寝は左内坂の名主、身軽折介は流行作家の山東京伝、そして尻焼猿人は姫路藩主の弟で酒井抱一。彼らが狂名をもって交っている限り、武士、町人という身分上の差は消滅する。この集会でリードするのは、才智であって身分ではない。かなり以前から、町人の富力と武士の貧窮とが、この二つの階級を隔てる壁を実質的に、徐々に取払いつつあったが、今や、こうした知的な交遊において、両者が同一平面で話合える場があらわれてきていた」^[4] これは、徳川十一代將軍家斉を中心に寛政

の改革、化政期、天保の改革までのいわゆる徳川治世の爛熟と終焉の予兆を描いた、南条範夫の『夢幻の如く』という時代長編小説からの引用である。ここに登場する打合会のメンバーを一般的に「江戸っ子」と呼ぶが、西山松之助によれば、「江戸っ子」という言葉の初見は明和年間（1764～71）で、江戸っ子気質（宵越しの銭は持たない、皐月の鯉の吹流し等）については天明年間（1781～89）に鮮明に描写されるようになったという。^[5] 前述した、内発的現象としての江戸の町人社会の「町人」こそが「江戸っ子」であることは言うまでもないが、三田村鳶魚は「江戸もの」という言葉は古くからあるが「江戸っ子」というのは寛政以降、自称するようになったのは文政以降であるとする。^[6]

それでは、その町人社会の契機、江戸っ子顕在化の契機となった歴史的事件は何か？そして江戸っ子が形成されていく時期はいつであろうか？私は、その時期を元禄年間、具体的事件として1657（明暦3）年の明暦の大火とそれに伴う江戸再建事業であると考えている。江戸という都市の機能を考察するだけなら、明暦の大火を基準にするのはそれほど珍しくはないが、これを江戸時代の時代観の分岐点にするには説明が必要であり、そのためにはまず、江戸時代を理解する上で妨げとなっている我々の思い込みや偏見を取り除くことが肝要である。

2. 江戸蔑視史観

2.1 誤解の淵源

新政権が前の政権に否定的であったり、ことさらに短所や欠陥をあげつらい、場合によっては、欠陥を捏造するということは人間の歴史が始まって以来繰り返されてきたことである。江戸幕府を倒した明治新政府も、「江戸時代より今の方が良い」と宣伝し、自己の正当化をはかるため、江戸時代は「封建的で抑圧的で悲惨な時代である」というネガティブなイメージを意図的に作りあげ、人々に巧妙に刷り込んでいったことは想像に難くない。^[7] 一方、新政府成立後は、旧幕府役人や藩士も明治政府の側についたため、江戸市民は「江戸っ子」気質を抑え込み、これを恥と感ずる者さえ現れ、明治年間、江戸文化は不当に貶められてきたのである。もちろん、立憲体制が成立する明治20年代、慶喜が皇居で明治天皇に拝謁する30年代などには、時代の経過や世代交代とともに江戸復権の兆しも見えることはあった^[8]が、その後の欧米中心主義や太平洋戦争後のアメリカ文化流入などのため、江戸文化は、つい最近まで正当に評価されなかったことも事実である。

1981年発行の『日本の都市政策』に次のような記述がある。「…江戸の場合は、町民は切り捨て御免。値打ちがない。江戸は天下のはきだめといわれた。結局は大屋と店子、向こう三軒両隣の自治にとどまった。狭いところでごみごみして、社会的緊張も加わり、『火事と喧嘩は江戸の花』といって自暴自棄的にあきらめていたわけです。…江戸の方は、こうして頻繁に火事が起こり、過密地域が広がり、生活環境が非常に悪かった。…結局自分たちの町という気風をつくる余裕なしに、あるいはその町づくりに参加できずに来てしまった。そこでは生活環境をよくしよう、あるいは自分たちの町としてこれを盛り立てていこうという気

分が出てこない。参加もなければ、市政は自分たちのものにならない…」^[9]ところが、元禄4（1691）・5（1692）年に日本を訪れたケンペルは、日本橋付近に達したときの様子を『江戸参府紀行』の中で「民衆は想像の外に雑踏し、大小名・朝廷の臣僚等の行列行き過ぎ、麗はしく着飾りたる婦人は徒歩又駕籠にて行通ひ。其間には百人許の消防隊が欧羅巴にも見る如き、軍卒的隊伍にて徒歩にて行進するあり。…商売人・呉服商・香種商・神仏師・書籍商・七宝師・薬種商・立売のもの呼売りの者ども、家中・又は軒先などに立ち並び。或は路上に大なる露天をしつらへ」商売しており、「我等が通行の際、他の都市に於けるが如くに、一人も我一行を傍観せんとして、家屋の前にあるものを見ず。是れ斯くも人民衆く優越なる大都市たる土地柄にては我一行の如き行列は好奇心を喚ぶには微々たる故なるべし（中略）江戸市街の造築方を見るに（京都のように）秩序甚だ整はざるが、そが時を同じくせず、次第々々に廓きくなりたるが爲めなるべし」^[10]と述べている。ここから読み取れるのは、江戸の人々の生き生きとした様子、将軍家のお膝元に生活する都会人の誇りとマナーの良さ、活気あふれる街が放射線状にどんどん拡大していく様子が覗える。確かに御府内（江戸の朱引内=品川・四谷・板橋・千住・本所・深川以内の地）の約69%が武家地、寺社地が15%で、残りの16%に江戸町人約50万人が生活していたのだから町人の居住スペースは超過密であったし、また江戸の消火活動も町人の家屋を破壊し、武家屋敷への類焼を防ぐという町人無視のものではあったが、ケンペルの文からは、江戸の人間が、自分の置かれた環境に絶望し、自暴自棄に毎日を送っていたことは感じ取れない。さらに、将軍家のお膝元に生活する都会人の誇りについて述べるならば、「御公儀の御威光」とか「幕府の御威光」というものは、幕府の役人が庶民に対してひけらかすだけではなく、実は庶民の方もこれを十分認知しており、盗みや喧嘩・刃傷沙汰が「幕府の御威光」を傷つける申し訳ないことだと思っており、奉行所に連れていかれば、それだけで面目を失ない恥辱に思ったのであり、拷問にかけられる前に白状するし、白州に引き出されるだけで畏れ入ってしまうのが一般的で、証拠がなければ白を切るようなことはほとんどなかった。いわば、庶民のお上に対する「恥を知る」とか「面目」といった感覚は、現代人にはない江戸時代人独特の感覚である。それは裁く方も同様で、江戸時代の裁判は自白第一主義で、拷問で自白させるように考えられているが、江戸時代の自白第一主義の真意は「明白な証拠があっても自白を待つ」すなわち犯人が自分の罪を反省し、心から刑罰に服することを目的としていた自白第一主義であり、証拠だけで犯罪を確定し犯人の反省もないまま処罰することを善しとしないという意味なのである。^[11]

2. 2 徳川幕藩体制に対する誤解

改易（減封を含む）大名の数をその理由によって表にした文末の【表1】を見ていただきたい。通常、初代家康～3代家光は武断政治の時代であり些細な理由で外様大名を徹底的に取り潰したのではないかと思われがちだが、家康～家光の改易数198家の改易理由の47%（93家）が関ヶ原・大坂の陣関係の処分であり、次が無嗣断絶で28%（57家）、幕法違反は

24%（48家）で第三位である。これが思い込み・偏見の第一の事例である。もっとも、綱吉の代に幕法違反による改易が多いのは、彼の性格によるものであろう。

徳川氏は400万石乃至450万石を擁する日本最大の大名ではあったが、幕府が諸大名の生殺与奪の権を自由に操っていたわけではない。幕府は領地配分権（どの人をどの場所のどれくらいの石高の領主にするか）は有していたが、一度それを決めれば、その藩でどういう政治が行われようと干渉しないし、^[12]年貢の徴収高などにも干渉しないのが普通である。すなわち、幕府は日本全体のレベルでいえば軍事権と外交権、貨幣発行権を掌握するのみで、諸藩の政治に介入することはないし、当然のことながら、幕府は諸藩から米の徴収すら行っていない。幕府の政策は天領を対象にしたものにすぎないのである。また、参勤交代は、よく言われる「諸大名の経済力を弱める目的で行なわれた」のではなく、諸大名が幕府の指揮下に入り、1年間の軍役につくために所定の家来を連れて江戸に入るという鎌倉幕府以来の「幕府軍事権」の実行と考えるべきである。

3. 武断政治から文治政治へ

3.1 寛永令・寛文令・天和令

次に武家諸法度を比較してみよう。2代将軍秀忠の1615年に制定された「元和令」は「一、文武弓馬の道、専ら相嗜むべき事。一、諸国の居城、修補をなすと雖も、必ず言上すべし。…一、私に婚姻を締ぶべからざる事。」と戦国期の分国法の延長と思われるような内容であり、参勤交代を定めたとされる3代将軍家光の「寛永令」（1635年制定）も、まず「一、大名・小名在江戸の交替相定むる所なり…」とした後、「一、新儀の城郭構営堅くこれを禁止す。居城の隄壘・石壁以下敗壞の時は、奉行所に達し、その旨を受くべきなり。一、国主・城主・壱万石以上ならびに近習・物頭は、私に婚姻を結ぶべからざる事。一、五百石積以上の船、停止の事。」とその中心は、幕府の政治方針というよりは、もっぱら家臣である大名の統制に置かれているし、さらに家光晩年の1649年に出された「慶安の触書」（近年はその存在が疑問視されている）に見られる「一、百姓ハ分別もなく末の考もなき者ニ候故、…米を多く喰つぶし候ハぬ様に仕るべく候。…年貢さへすまし候得ハ、百姓程心易きものは之れ無く、よくよく此趣を心がけ、子々孫々迄申伝へ、能々身持をかせぎ申すべきもの也（訳：一、百姓は分別もなく将来のことなどまったく考えないものなので…米など食いつぶさないように心がけよ…年貢さえ納めれば、百姓ほど心配のないものではなく、普段からこのことを十分に心がけて、子孫にまで伝えて、念を入れて働き財産をもたなければならない）」という記述に明らかなように、支配の基本は「依らしむべし、知らしむべから」ざる農民をして如何に年貢を納入させるかにあった。さらに、4代家綱の時代は、1651年の末期養子の禁の緩和と「寛文令」（1663年）における殉死の禁止、1665年の大名の人質禁止を以って、文治政治への転換期とされているが、1673年の分地制限令に見られるように、幕政の主眼は依然として農村対策と年貢の確保に置かれており、いわば新旧の並存期であると言えよう。ところが、5代綱吉の「天和令」（1683年）になると「一、文武忠孝を励し、礼儀を正すべき

の事。…(中略)一、喧嘩口論謹慎を加ふべし。私の諍論これを制禁す。…(中略)」となり、武士が励むものは「弓馬の道」ではなく、「忠孝」と「礼儀」という儒学(朱子学)の徳目に励むものと置き換えられたのである。この視点からすれば、これまで、將軍綱吉の悪法と捉えられてきた「生類憐れみの令」や、彼の誤った政治判断がもたらしたと考えられてきた赤穂事件(忠臣蔵)も、生命尊重の精神の発露、勅使接待中の非礼に対する勇氣ある処断と捉えることが出来る。そしてその分岐点、いわば戦国時代との完全なる決別を幕府に決断させた出来事として、家光と綱吉という個性の強い將軍に挟まれた4代家綱時代の明暦の大火を取り上げたいのである。

3.2 明暦の大火

家康が江戸入りした当時、“武蔵野は 月の入るべき山もなし 草より出でて 草にこそ入れ”(万葉集)と詠まれた江戸は、明暦の大火までの約60年間で超巨大都市へと変貌を遂げた。その建設過程を見ると、第一次建設期(1590~1602)…家康江戸入りからの徳川による関東支配の城下町建設期(慶長七年江戸図『別本慶長江戸図』)、第二次建設期(1603~1616)…家康・秀忠による幕府首都建設期(慶長十三年江戸図『慶長年間江戸図』)、第三次建設期(1617~1632)…秀忠・家光の幕府首都建設期(寛永九年江戸図『武州豊嶋郡江戸庄図』)、第四次建設期(1633~1651)…家光による幕府首都建設期(正保元年江戸図『正保年間江戸絵図』)と区分される。

あまり知られていないが、慶長年間の江戸図を見ると、江戸は平安京をモデルに「四神相応の原理」に基づく碁盤の目状の都市であった。すなわち、東に青竜神が宿る川、南に朱雀(赤)雀神が宿る池か海、西に白虎神が宿る道、北に玄武(黒)武神が宿る山のある地形を採したのであるが、江戸の場合、朱雀一玄武の南北軸を112度東北東に振ってここを江戸城正面=大手門とした。南(現実には城の西南)の日比谷入江を埋め立て、城を取り巻く大名小路を造り、平川(現外堀)を青竜、隅田川~江戸湊を朱雀、東海道を白虎、麴町台地から富士山を臨んで玄武にかなうように設計されたのである。そして、北の丸~麴町を武家地、神田台を切り崩して寺社地、町人地は大手門~道三堀までの大名小路外側地区(現浅草橋~大手町)に割り振られ、家康はここに諸国から町人を招き、さらに職人町を作ったのである。1594年には隅田川上流=荒川に千住大橋を、1600年には多摩川に六郷橋を架けて、東海道・奥州道中につながる道路網を整備すると、江戸の町並みは「の」の字型に拡大する堀に沿って、江戸城(大手門~日比谷門~桜田門~半蔵門)から外堀(神田橋門~常盤橋門~山下門~虎ノ門)さらに、赤坂門~四谷門~市谷門~牛込門~筋違橋門~浅草橋門~芝増上寺へと拡大し、江戸を中心とした各街道網も整備されるようになった。こうした「の」の字(江戸城を中心とした放射線状)型の都市計画は、凱旋門を中心としたパリと同形態で、無限に発展できる性格を備えており、1644(正保元)年の江戸市域は京都の約2倍の44平方キロメートルに達したのである。

1657年正月18日、本郷丸山の本妙寺から出火した火は駿河台・日本橋方面を焼き、翌19

日未明に一時鎮火したが、同日午前中に小石川の与力屋敷から新たに出火し、今度は神田・竹橋方面を焼き、ついに江戸城へ類焼し、本丸・二の丸・三の丸を全焼、大名小路の屋敷街も全焼した。また、同日夕方にも別に麴町から出火し外桜田から愛宕下の町屋を全焼、20日朝にようやく鎮火した。この3日にわたる火事で、江戸の6割が焼失し死者は10万人に及んだと言われている。この日幕府が、老中松平信綱名で全国に將軍安泰の触書を出し、江戸市中に900トンの米と16万両の救済資金を供出したことから、この火災が前代未聞のものであったことがわかる。さらに幕府は27日、大目付北条氏長を長官として江戸全域の実測を行ない、1/3250の江戸実測地図を作成し、江戸市中はもとより、周辺の深川・本所・浅草・下谷・本郷・小石川・小日向・牛込・四谷・赤坂・麻布・芝の範囲を地図にした。幕府はこれをもとに①江戸城曲輪内の大大名の武家屋敷を曲輪外に移転させ、②八丁堀や駿河台など江戸城近くの町中にあった寺社のほとんどを深川・浅草・下谷・駒込などの郊外に移転させた。③江戸市中の主要道路の道幅も六間から十間に広げ、また④延焼防止のための火除地として広小路を四ヶ所、火除堤を白銀町・万町などに設けた。当初、火除地に居住することは禁止されていたが、年とともに町人が住み着き、上野広小路や日本堤などの繁華街となり、いわゆる江戸下町の町並が出現する。さらに1660年、隅田川に武蔵国と下総国をつなぐ两国橋が架けられると、隣国の本所・深川に歩いて行けるようになり、江戸が武蔵一国の城下町ではなく、巨大都市＝大江戸に発展することを実感させるようになった。そして1661年に本所の干拓工事が完成し、江戸城東南（辰巳）の方角に深川が出現するのが元禄初期、さらに1696年には永代橋が架けられ、この界隈を中心に「いなせ」「いき」といった江戸の風物詩が出来上がるのである。つまり、明暦の大火後の都市造りとともに、土農工商や朱子学とはまったく無関係の江戸独特の精神世界の価値基準（美意識）が形成され、花見・花火・川遊び・見世物・廓遊び・川柳・浮世絵・戯作文学等々の幅広い江戸文化が開花した、すなわち、内発的現象としての江戸の町人社会が出現したのであるから、明暦の大火を以って江戸時代観の分岐点の発端と考えることは至極妥当な考え方であろう。即ち、江戸八百八町の一つ一つが「マチ」であり、ムラともミヤコとも異なる「マチ」という生活の場が意識され、そこに盛り場が自然発生し、巨大都市江戸に発展したのである。

4. 転換期としての元禄時代

4.1 転換期元禄の経済社会的特性

一方、城を攻撃の防御拠点ではなく領内の政治経済の中心地として、物資輸送の利便性を重視した城下町を造るという新しい発想の城造りは、1576（天正4）年の安土城を皮切りに、1583（天正11）年の金沢・大坂、1584（同12）年の信州上田、1585（同13）年の大和郡山、1588（同16）年の近江八幡・松坂・伊勢・高松・広島、1592（文禄1）年の会津若松・武州忍、1594（同3）年の岡山・甲府、1600（慶長5）年の仙台、1601（慶長6）年の福井・熊本…と続々と生まれていくが、江戸幕府が成立してからも1603（慶長8）年の江戸・松山、1604（同9）年は彦根、1609（同14）年に越後長岡、1610（同15）年に名古屋の城下町が

生まれている。秀忠時代の1619（元和5）年に出来た福山が近世最後の城下町と言われているが、こうした都市は消費地でもあるから、城下町建造は物資集積を可能にする道路・港湾といったインフラの整備が必要となった。こうして江戸初期の約50年間は空前の土建ブームであった。そしてこの原資を用意したのが、「百姓は生かさぬように殺さぬように」しほり取れという年貢徴税方式だったのである。こうした大開発時代は、江戸開府約60年後、家綱・綱吉の1660年頃には終りを告げる。その後は年貢を収めてもゆとりが残ったという説もある。^[13] 日本全国の石高を見ると、1592（文禄1）年1846万石→1697（元禄10）年2588万石と、約100年間で1.4倍増加したのに対し、その後1830（天保）年には3056万石と約130年間で1.1倍増加したに過ぎない。また、佐渡金山からの江戸への上納金も寛永期（1623～1632）の120万両をピークに、元禄期（1683～1702）はその10数%の16～19万両に落ち込んでいる。時代は、インフラ整備のための年貢を搾り取る必要がなくなっただけではなく、国内総生産もピークを過ぎたのである。^[14] 検見取法による代官の不正や義民一揆の多発（佐倉宗吾一揆・礪茂左衛門一揆・嘉助騒動）の影響もあり、年貢率は急速に低下し、綱吉期には三公七民になっていたと新井白石も指摘している。こうして農民の可処分所得が増加し「金銭によって商品を購入する」庶民経済が膨張したことは、農民の意識変革をもたらした。前述の『慶安の触書』にも、農民は「一、少は商い心もこれ有りて、身上持ち上げ候ように仕るべく候（訳：一、農業のかたわら、少しばかり商売気を出して、財産を増やす努力をするように）」と、農民も交換経済を意識するようにアドバイスしている条文が見られるが、こうした農民意識の変化を象徴する事例として、綱吉時代の1686（貞享3）年の「初物禁止令」が挙げられよう。^[15] 通常「初物禁止令」というと、天保の改革の儉約令の一環と考えがちだが、実は、綱吉初期にすでに発令されているのである。初物は高価で、他人より早くこれを食することが江戸の粹と考えられていたため、都市部の物価を下げる観点からも、指定の農産物ごとに扱っていい期日を決め、それ以外の品物の商いを禁止したのである。こうした庶民経済の膨張は新しい商業の形を生み出し、それまでの奈良屋茂左衛門・河村瑞賢といった土木工事目当てに権力にくっ付いていた豪商に代わって、三井高利に代表される庶民相手にお金を儲ける商人が登場するのも元禄時代の特徴である。

4.2 転換期元禄の政治的特性

元禄時代は「庶民大衆経済の急激な膨張」「農民の経済人的労働人間への脱皮」あるいは「江戸時代社会全体の経済社会化」などの言葉で形容される「歴史的な大転換の時代」である。家格の高い者ほど高い石高をもらい、高い役職に就く（少数の選り手からリーダーを選ぶ）という固定的な身分制体制ではこうした危機は乗り切れないので、そこに身分以外の要素「能力」を加味して、多数の中からリーダーを選ぶ必要が出てくる。こうした状況に対応すべく創出されたのが「側用人政治」システムである。一般的には徳川幕藩体制は3代家光のときに完成したとされるが、これは身分・家格を基本とした、複数制（集団指導体制）・月番制による幕閣政治システム（老中システム）のことであり、これを大石慎三郎氏は、徳川

幕府政治体制における剛構造と呼んでいる。これは、一人に権力を集中させない点に長所がある反面、迅速な対応に欠け、確率的には、無能者の合議制に陥り徳川体制そのものを崩壊させる危険性を孕んでいる。そしてこの危機の最初が元禄時代なのであった。綱吉の時代は彼の気まぐれな性格もあって、身分制にとらわれない人材抜擢の時代を現出したが、その象徴を「側用人政治」の登場と見ることができる。徳川幕府はこれ以降、権力闘争を織り込みながら、老中システムという剛構造と、側用人政治という柔構造を併用させていくのである。^[16]そして、こうした両輪の政治体制を崩し、柔構造の部分を完全に切り取り、剛構造だけの硬直化したものに戻ってしまったのが松平定信なのである。

綱吉就任直後の1684（貞享1）年に、御座の間（将軍の居間）で若年寄稲葉正休が大老堀田正俊に対する刃傷事件を起こした。綱吉は、老中・若年寄の御用部屋を作り御座の間から切り離し、将軍の居間と老中・若年寄の御用部屋の間には將軍側近（側用人）の御用部屋を設け、老中・若年寄も将軍に近づけなくした。そしてこれが側用人政治の成立とされている。こうして、フリーハンドの将軍綱吉が誕生するのだが、彼の能力主義は、吉宗の享保改革の先鞭をつけた感がある。まず彼は、勘定所の人事に能力主義を持ち込んだ。それまでの勘定奉行は3000石の高級旗本が就いたが、これをやめて勘定所の役人だけは勘定奉行も含めて有能であれば禄高に捉われずに抜擢した。また、金の出し入れを監視させる勘定吟味役を1682（天和2）年に新設している。^[17]さらに、それまで天領の代官は、幕府に代わって年貢を取り立てて幕府に納める、年貢請負人として、その土地の有力者が任命されることが多かったのだが、これをやめて代官を勘定所に属する役人として官僚化したのである。そして1682年には、人材登用主義を機能させるため、身分の低い者が高い役職に就いた場合は役料を本高に加算するという「足高の制」の原型を作った。また、それまでの老中合議制を非効率率であるとして、その後一般化する「勝手掛老中」を作り、民政と財政をこの一人の老中に担当させるようにしたのも彼である。

従来「側用人」というと「君側之奸」「成り上がり者」「賄賂政治」といったマイナスイメージで語られ、不当に貶められてきた。確かに、ある一人の人間＝側用人が、将軍という超越的権威の支持を背景に、既存の政治システムにとらわれずに政治を動かしていくというのは、非常に危険な制度ではある。しかし、江戸時代を通じてこの制度が悪用されることはなかったし、無能な側用人がいたずらに政治を混乱させることもなかった。例えば「生類憐れみの令」が発令された1687年には、柳沢吉保は小納戸役で、この発令には一切無関係であったし、賄賂政治の田沼意次は1767年に側用人となっただけでなく、1772年には老中兼務となっており（柔構造と剛構造の合体）、このことから賄賂政治を側用人政治のみの属性とするのは誤りで、むしろ当時の幕政の属性として論じられねばならないことがわかる。

文末の【表2】「側用人一覧」を参照すると、江戸時代に側用人という役職に就いた者は、綱吉時代の牧野成貞から家茂時代の水野忠寛まで32人であるが、このうち、将軍から絶対の信任を受けて実権を握り「側用人政治」という名に足るような政治を行なった者は、綱吉期の柳沢吉保、家宣・家継期の間部詮房、吉宗期の加納久通・有馬氏倫、家重・家治期の田沼

意次にすぎない。そして、この17世紀末～18世紀末までの約100年間を「側用人時代」と呼びたい。

社会の経済化という大転換期に対処すべく幕政に登場したこれらの側用人達は程度の差こそあれ、皆「経済のわかる」「経済政策を重視する」人物であったが、従来彼らは不当に低い評価を下され、誹謗中傷さえされてきた。それに対して、謹厳な朱子学者新井白石や、寛政改革で人心を墮落させる風俗・遊芸を取り締まり、朱子学以外を異学として排斥した松平定信などは賞賛されてきた。彼らの経済政策はいずれも復古的・道徳的である点でまさに「経済のわからない」あるいは「経済を軽視する」人物のそれであった。白石の長崎新令は金銀の流出防止を名目として、金銀の代替品（=錢）の材料である銅の輸出を抑制して貨幣価値の安定を図ろうとするものに過ぎず、貿易抑制も「金銀という国の宝」によってギヤマンなどの贅沢品を購入するのは亡国の基であるという理由から、放漫財政と奢侈な風潮を引き締める。また、寛政改革も旧里帰農令で年貢中心経済への回帰を図り、棄捐令で商人の活動を抑制するなど、いずれも儒学が理想とする抑商・農本主義路線への回帰を図ったものにすぎないし、それも経済政策というより道徳的側面が強い。そして三大幕政改革の儉約令とはすべてこの意図から発令されている。また、彼らの当時における評価も、例えば、白石失脚後の彼への幕府の仕打ちに対する世論の冷ややかな反応や、「白河の清きに魚も住みかねて～」の狂歌に見られる寛政改革への批判のように必ずしも高いとは言えない。彼らの評価が高くなったのは明治以降に皇国的歴史観が誕生してからである。そこでの人物評価の基準は、すでに述べた①封建的・朱子学的道徳を絶対視すること、松平定信に顕著のように②名門出身（吉宗の孫）であるという血統重視であること、③商業を蔑視し、農業を重視する重農主義の政策をとること、加えて、彼らの④才気煥発さを嫉妬するという日本社会が有する嫉妬社会的性格を指摘することができる。

将軍とは本来、自らが実務を執るのではなく、むしろ有能な部下を見出し、それを使いこなすのがその職務である。その意味でも側用人政治を生み出し人材登用の道を拓いた綱吉政権のさらなる研究が望まれるところである。

* 【表1】 改易大名家数（含減封）

年代 将軍	大名の 種類	関ヶ原 大坂の陣	無嗣絶家 当主幼少	幕法違反 失政	連座 勘気	発狂・御家騒 動・事故他	計	合計
1600～04 家康	外様 譜代	91	2 1			2 1	95 2	97
1605～23 秀忠	外様 譜代	4	11 8	3 2	7 2	12 6	37 18	55
1623～51 家光	外様 譜代		22 14	4 1	3 2	10 2	39 19	58
1651～80 家綱	外様 譜代		9 5	1 4		5 4	15 13	28
80～1709 綱吉	外様 譜代		5 4	4 5	1 6	9 14	19 29	48
計	外様 譜代	95	49 32	12 12	11 10	38 27	205 81	286

見玉幸多・竹内理三他監修『日本史総覧Ⅳ 近世一』新人物往来社，東京，p.317～352，1985年をもとに作表した

* 【表2】 側用人一覧

将軍	側用人	前職	補職年月	転任年月
5代綱吉	牧野成貞	館林藩家老	1681（天和1）12	1695（元禄8）12
	喜多見重政	小姓	1682（天和2）9	1689（元禄2）2
	松平忠易	若年寄	1685（貞享2）7	1689（元禄2）3
	太田資直	若年寄	1686（貞享3）1	1686（貞享3）6
	牧野忠広	側衆	1688（元禄1）9	1688（元禄1）11
	柳沢吉保	小納戸上席	1688（元禄1）11	1709（宝永6）6
	南部直政	側衆	1688（元禄1）11	1689（元禄2）1
	金森頼峯	奥詰	1689（元禄2）5	1692（元禄5）7
	相馬昌胤	奥詰	1689（元禄2）6	1690（元禄3）4
	畠山基玄	側衆	1689（元禄2）12	1691（元禄4）2
	酒井忠真	奥詰	1693（元禄6）2	1693（元禄6）3
	松平輝貞	側衆	1694（元禄7）8	1709（宝永6）1
	松平信庸	奥詰	1696（元禄9）10	1697（元禄10）4
6代家宣 7代家継	間部詮房 戸田忠利 松平忠徳 本多忠良	桜田屋敷召連 側衆 奥詰 奥詰	1704（宝永1）1 1704（宝永1）12 1705（宝永2）9 1710（宝永7）9	1716（享保1）5 1706（宝永3）10 1709（宝永6）1 1716（享保1）5
8代吉宗	（有馬氏倫） （加納久通）	* 御用取次という名の側用人		
	松平輝貞 石川総茂	溜詰 若年寄	1717（享保2）9 1725（享保10）11	1730（享保15）7 1733（享保18）9
9代家重	大岡忠光 板倉勝静	若年寄 若年寄	1756（宝暦6）5 1760（宝暦10）4	1760（宝暦10）4 1767（明和4）7
	10代家治	田沼意次 水野忠友	若年寄 若年寄	1767（明和4）1 1777（安永6）4
11代家斉		松平信明	奏者番	1788（天明8）2
	本多忠籌	若年寄	1788（天明8）5	1790（寛政2）4
	戸田氏教	奏者番・寺社奉行	1790（寛政2）4	1790（寛政2）11
	水野忠成	若年寄	1812（文化9）4	1818（文政1）8
	田沼意正	若年寄	1825（文政8）4	1834（天保5）4
12代家慶	堀親晝	若年寄	1841（天保12）7	1844（弘化1）6
14代家茂	水野忠寛	奏者番	1859（安政6）3	1862（文久2）5

見玉幸多・竹内理三他監修『日本史総覧Ⅳ 近世一』新人物往来社，東京，pp.113～115，1985年をもとに作表した

(注)

- [1] 田中克佳, 都市江戸の成立 一般的背景, 「社会学研究科紀要」, 第54号, p.1, 2002年
- [2] 中野三敏, 「江戸文化評判記」, 中公新書, 東京, p.6~11, 1992年
- [3] 「金の鯨をにらんで、水道の水を産湯に浴びて、お膝元に生まれ出では、拝搗の米を喰て、乳母日傘にて長、金銀の細螺はじきに、陸奥山も卑とし、吉原本田のはけの間に、安房上総も近しとす。隅水の鮎も中落を喰ず、本町の角屋敷をなげて大門を打は、人の心の花にぞありける…」, 水野稔校注, 「新日本古典文学大系85 米饅頭始・仕懸文庫・昔話稲妻表紙」, 岩波書店, 東京, p.78, 1990年
- [4] 南条範夫, 「夢幻の如く」, 徳間文庫, 東京, pp.22~23, 1993年
- [5] 西山松之助, 「江戸ッ子」, 吉川弘文館, 東京, p.10, 1980年
- [6] 三田村鳶魚, 「三田村鳶魚全集 第七巻」, 中央公論社, 東京, pp.150~151, 1975年
- [7] 成沢光氏は、前近代=雑然・不純・非理性等、近代=秩序・清潔・理性という意識の刷り込みが、日本が西洋化していく中で如何に蔓延したかを歴史的に詳述されている。「現代日本の社会秩序」, 岩波書店, 東京, pp.1~95, 1997年
- [8] 西山, 前掲書, pp.202~203
- [9] 柴田徳衛, 「日本の都市政策」, 有斐閣, 東京, pp.22~23, 1987年
- [10] 呉秀三訳注, 「ケンペル江戸参府紀行」, 雄松堂書店, 東京, pp.434~435およびpp.437~438, 1975年
- [11] 山本博文, 「江戸を楽しむ」, 中公文庫, 東京, pp.197~199, 2000年
- [12] 『福島大夫殿御事』にあるエピソード「備後尾道（福島正則領）ににせ金づくりの名人6人がおり、京都銀座の大黒屋常是のところのにせ金を両替にきた。これを捕え、取り調べたところ福島領内の者と判明、京都所司代板倉勝重に報告・届出。板倉は正則にかの者どもを処罰するように告げた。正則は『常是は町人の分際で我等領分の者を理不尽に絡め取り、板倉殿へ届けるとは憎き奴』と考え、板倉には、来年江戸で埒を明けるので、常是にはその6人を預ける、とだけ伝えた。正則は常是の使者ににせ金の状況を尋ね『百目の白銀に五十六匁の白銀しか含んでおらず（銀含有率56%）そのほかはみな赤がね（銅）でした』との答を得た。すると正則は『それでは、常是が吹いた銀のなかを調べ、少しでも赤がねが入っていたら常是も同罪、はりつけにかけさせるよう板倉殿へ伝言せよ』と言い渡した。これを聞いた常是は『さてさて正則殿は内々荒々しい人だとは聞いていたが、これほどまでとは…』と驚き、「それなら、当方で預かっている贋金づくり共を正則殿へ返したい」と詫びをいれたが、正則は受け付けない。肝をつぶした常是は京都所司代板倉勝重に泣きつき、板倉が間に入ったので、正則は京都所司代の調停を受け入れ、贋金づくり共を自領に引き取ったが、正則はこの者たちを処罰もせず、所の者に預け、他国へ出さないように命じただけであった。このように、贋金づくりという重大犯罪に対してさえ、幕府から他藩の者を処罰することはできず、その領主（藩主）に通告してから処罰させ、さらに、その領主が処罰を命じない場合は、幕府から処罰を要求することもできなかったのである。」（一部平易に書き換えてある）、山本博文, 「江戸お留守居役の日記」, 読売新聞社, 東京, pp.150~151, 1991年
- [13] 板倉聖宣, 「歴史の見方考え方」, 仮説社, 東京, pp.17~82, 1986年
- [14] 佐藤常雄+大石慎三郎, 「新書・江戸時代③ 貧農史観を見直す」, 講談社現代新書, 東京, pp.26~44, 1995年。また、熊沢蕃山（1619~91）は著書「大学或問」で、近年洪水被害が多発しているのは過剰な新田開発が山林伐採を促進させているからだとして、幕政を批判した。「或問。川堤の地理を得て、水損やむべき事は何ぞや」以下に述べられている。後藤陽一・友枝龍太郎「日本思想大系30 熊沢蕃山」, 岩波書店, 東京, pp.419~421, 1984年

- [15] 貞享3年5月の条に「…此月市井に令せられしは、生椎茸は正月節より（中略）今よりはこのごとく節にいりし日よりうりひさぐべし。魚鳥のたぐひは時節にかかはらず、漁獵せしままに商売すべし。然といへども新物売り出す時も過分に價たたくすべからず…價騰貴せしむべからずとなり」、黒板勝美編輯「国史大系 徳川実紀 第五編」、吉川弘文館、東京、p.578、1991年
- [16] 大石慎三郎、「新書・江戸時代① 将軍と側用人の政治」、講談社現代新書、東京、pp.3～11およびpp.50～67、1995年
- [17] 天和2年6月14日の条に「勘定組頭佐野主馬正周、代官國領半兵衛重次精勤により、勘定頭に差し添て事奉るべしと命ぜられ…」勘定吟味役は当初勘定頭差添役と呼ばれていた。黒板勝美編輯「国史大系 徳川実紀 第五編」、吉川弘文館、東京、p.450、1991年

Summary

Reconsider of the Edo era

— The view of history from “Mura”-self contained society to “Machi”-civilized society —

Masashi Tanaka

It has been recognized that one division of cultural history is in the Genroku period; from a later half of the 17th century to the early 18th century and the other division of cultured the Bunka-Bunsei period; the first 19th century. And little attention has been given to the declination of the 18th century about the cultural history in Edo era. In this paper, I'd like to explore the importance of the 18th century about the cultural history in Edo era. I'll focus my attention on the construction of the city of Edo before and after the Great Fire during the Meireki period in Edo era.

Keywords Edo culture, the Great Fire during the Meireki period,
Governance by culture in Edo era

(2014年11月20日受領)